



健幸・スポーツ都市 久喜

久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言  
ロゴマークガイドライン

---

THE GUIDELINE OF LOGOMARK DECLARATION "WELLNESS & SPORTS CITY KUKI"



● ロゴマーク（カラー表現）



マーク

健幸・スポーツ都市 久喜

ロゴタイプ

● デザイン趣旨

久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言をコンセプトに、

久喜市のイニシャル「K」を擬人化し、

「健康なまち」

「常に発展するまち」

「強い絆のまち」

「笑顔あふれる躍動するまち」

のイメージをデザインしています。

● **ロゴマークの使用について**

- 原則、ロゴタイプを付加した基本形を使用してください。
- 場面によっては、ロゴタイプを付加せずに使用することも可能です。

基本形








健康・スポーツ都市 久喜

ロゴタイプなし



● **ロゴマークの色およびロゴタイプのフォントについて**

- ロゴマークは原則市ホームページ掲載のロゴデータを使用して下さい。
- 参考までにカラーデータおよびロゴタイプのフォントを掲載します。指定色と大幅に異なるカラーでの使用はしないでください。

- ①  RGB 166.214.32
- ②  RGB 50.159.44
- ③  RGB 235.109.129
- ④  RGB 114.113.114
- ⑤  RGB 46.47.50

● **ロゴタイプフォント：**  
RENFONT 和音 Joyo-R



● カラーバリエーション

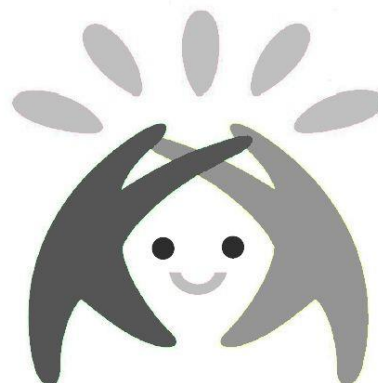
- ・ モノクロは原則としてグレースケール版を使用してください。ただし背景濃度に合わせた視認性を確保するため、必要に応じて二階調版・白抜き版を使用してください。

カラー版



健幸・スポーツ都市 久喜

グレースケール版



健幸・スポーツ都市 久喜

二階調版



健幸・スポーツ都市 久喜

白抜き版



健幸・スポーツ都市 久喜

● 禁止事項

- ・ 以下のような使用を禁止します。

押しつぶしたり  
歪めたりしない



要素の比率や  
位置を変えない



要素を削除しない



他の要素と  
組み合わせない



影やぼかしを  
つけない



活字書体を  
変更しない



アウトライン化  
しない



傾けない

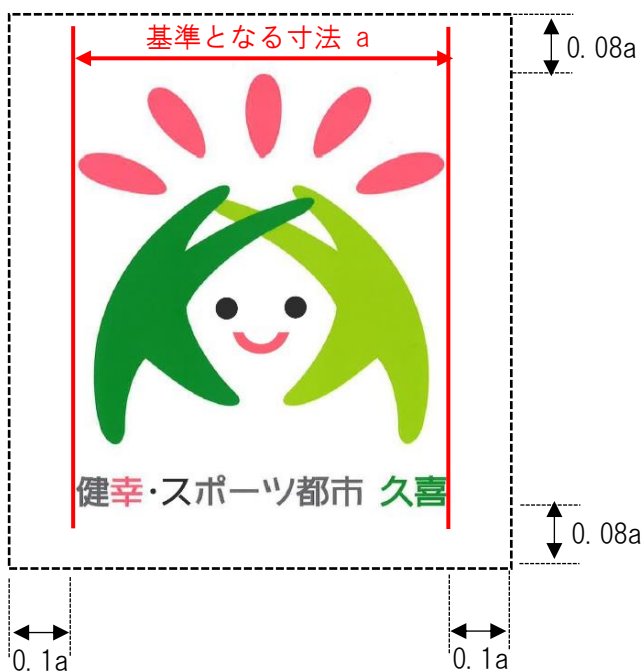


色を変更しない



● 余白

- ロゴマークのイメージを保つため、点線の枠内に文字やほかのデザイン要素が入ることを禁止します。
- 背景に写真・イラスト・カラーを入れる場合は、視認性を損なわないよう注意してください。背景の影響により視認性を損なう場合は、点線枠と同等以上の白地の中にロゴマークを配置して使用してください。



● 最小サイズ

- ロゴマークは下記より小さいサイズでの使用を禁止します。
- ロゴマークの拡大・縮小においては、縦横の比率変更を禁止します。



- 民間企業・団体等のロゴマーク使用について
  - ・ 公的事業との誤認を避けるため、公的事業でないことが明確になるよう、下記の例に準じた文言をロゴマークと合わせて使用してください。  
文言の位置・文字の大きさ・フォントは特に指定しません。

誤認防止文言の記載例



- 社は、久喜市「<sup>けんこう</sup>健康・スポーツ都市」宣言を応援しています。

**● 注意事項**

- このガイドラインは、久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマークの基本となるデザイン要素を示し、具体的な基準を設定することによって、ロゴマークデザインの統一性と水準を確保することを目的として作成しています。
- ロゴマークを今後様々な用途に使用していく際のガイドとして、ロゴマークが宣言を象徴するマークとして速やかに定着し、久喜市のイメージ展開にとり有効に活用されるよう、正しくご利用ください。
- なお、実際のご利用にあたっては、本ガイドラインとともに久喜市が定める「久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマークの使用に関する要領」に従ってください。
- ロゴマークの一切の権利は久喜市に帰属します。ロゴマークは宣言を象徴するものとしてイベントなどで使用します。さらに内外へ久喜市のイメージを効果的に発信するための視覚的手段として久喜市の各種印刷物などで幅広く使用します。
- なお、次の場合はその使用を制限する場合があります。
  - 本ガイドライン及び要領に沿って使用しない、又はその恐れがある場合。
  - 使用の様相が公序良俗に反する、又はその恐れがある場合。
  - 特定の政治・思想・宗教的活動に使用し、又はその恐れがある場合。
  - その他、著しく不当と認められる場合。

---

久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマークガイドライン

令和3年2月19日 初版発行

発行者 久喜市

久喜市下早見85-3

電話(0480)22-1111

〔問い合わせ〕スポーツ振興課 スポーツ企画係

---







久喜市

K U K I